

地方税法施行令の一部を改正する政令参照条文

目次

一	所得税法施行令（昭和四十年三月三十一日政令第九十六号）（所得税法施行令等の一部を改正する政令による改正後）（抄）	一
二	租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律による改正後）（抄）	二
三	法人税法施行令（昭和四十年三月三十一日政令第九十七号）（法人税法施行令の一部を改正する政令による改正後）（抄）	五
四	児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号）（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）による改正後）（抄）	六
五	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年六月十五日法律第七十七号）（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十六号）による改正後）（抄）	七
六	都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）（抄）	九
七	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年四月二十七日政令第一百十二号）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正後）（抄）	十
八	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十九号）（抄）	十一



一 所得税法施行令（昭和四十年三月三十一日政令第九十六号）（所得税法施行令等の一部を改正する政令による改正後）（抄）

（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）

**第七十八條** 法第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産
  - 二 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）
  - 三 生活の用に供する動産で第二十五条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの
- 2 及び 3 略

（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）

**第二百六條** 略

2 略

3 法第七十二条第一項の規定を適用する場合には、同項に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価額（その資産が法第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、法第六十一条第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額）を基礎として計算するものとする。

二 租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律による改正後）（抄）

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

#### 第四十二条の六 略

2～11 略

12 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十一第七項から第九項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項、前条第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項及び第四十二条の十二の三第五項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十一第七項から第九項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

13～21 略

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

#### 第四十二条の十 略

2～4 略

5 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十四第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項及び第二項の規定、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、前条第四項、次条第五項及び第四十二条の十二の三第

五項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の第十四第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6～14 略

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

#### 第六十八条の十一 略

2～11 略

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。))が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。)において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第七項から第九項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、前条第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第七項から第九項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

13～22 略

(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)

#### 第六十八条の十四 略

2～4 略

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条

の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項までの規定、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、前条第四項、次条第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6  
15  
略

三 法人税法施行令（昭和四十年三月三十一日政令第九十七号）（法人税法施行令の一部を改正する政令による改正後）（抄）

（地方法人税控除限度額）

**第四百二十二条の三** 法第六十九条第二項（外国税額の控除）に規定する地方法人税控除限度額として政令で定める金額は、地方法人税法施行令（平成二十六年政令 号）第三条第一項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（第四百四十四条第六項及び第七項（繰越控除限度額等）において「地方法人税の控除限度額」という。）とする。

（地方法人税控除限度個別帰属額）

**第一百五十五条の三十** 法第八十一条の十五第二項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する地方法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額は、地方法人税法施行令第三条第二項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（第一百五十五条の三十二第六項及び第七項（個別繰越控除限度額等）において「地方法人税の控除限度個別帰属額」という。）とする。

四 児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号）（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）による改正後）（抄）

### 第六条の三 略

②～⑨ 略

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑪～⑭ 略

### 第二十四条 略

② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

③～⑦ 略

### 第三十四条の十五 略

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

③～⑦ 略

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年六月十五日法律第七十七号）（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十六号）による改正後）（抄）

（定義）

## 第二条 略

2～5 略

6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8～12 略

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

**第三条** 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合）にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2 略

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

4  
9  
略

(設置等の認可)

**第十七条** 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行うおうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2  
7  
略

六 都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）（抄）

（定義）

第二条 略

- 2 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 3 略
- 5 略

七 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年四月二十七日政令第百十二号）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令第百十二号）（抄）

（雑損控除の特例の対象となる雑損失の範囲等）

**第三条** 法第四条第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百六条第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

2 法第四条第一項の規定により所得税法第七十二条第一項の規定が適用される場合における所得税法施行令第二百六条第二項の規定の適用については、同項中「支出」とあるのは、「支出（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四条第二項（雑損控除の特例）に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたものに限り）」とする。

3 所得税法施行令第二百六条第三項の規定は、法第四条第一項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）を計算する場合について準用する。

4 その年において生じた所得税法第七十二条第一項に規定する損失の金額のうちに特例損失金額と他の損失金額（特例損失金額以外の同項に規定する損失の金額をいう。次項において同じ。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額（同法第二条第一項第二十六号に規定する雑損失の金額をいう。次項において同じ。）は、特例損失金額から順次成るものとする。

5 前項の場合において、雑損失の金額のうちに特例損失金額に係るものと他の損失金額に係るもの（以下この項及び次条第二項において「他の雑損失金額」という。）とがあるときは、所得税法第七十二条第一項の規定による控除については、他の雑損失金額から順次控除する。

6 法第四条第三項第二号に規定する政令で定めるところにより計算される金額は、同号の損失を生じた時の直前における同号の資産の価額（その資産が所得税法第三十八条第二項に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第六十一条第三項の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額）を基礎として計算した金額とする。

八 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十九号）（抄）

（第一条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保稅地域（同項第二号に規定する保稅地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

**第七条** 施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「十七分の十」とあるのは「十二分の十」と、新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「十七分の七」とあるのは「十二分の二」とする。

（政令への委任）

**第十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。